

第 4 章

計画の推進

この計画に示した施策・事業を実施し、男女共同参画社会を築いていくことは、行政だけで実現できるものではありません。町職員を始め、町民、各種団体、企業、事業所などを含む地域社会全体が、計画策定の趣旨を理解し、男女共同参画社会実現に向けてそれぞれの分野で実践していくことが不可欠です。

今後、男女共同参画推進プランを効果的に実効性のあるものとするため、町民とともに男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んでいきます。

庁内推進体制の充実

福祉、保健、医療、教育、まちづくりなど広範囲にわたる男女共同参画の理念を具現化し、施策を展開していくためには、全庁的な取り組みが必要となります。そこで、総務課を中心として、関係各課と連携しながら、男女共同参画の推進体制の充実を図っていきます。

町民参画の推進体制の確立

男女共同参画の問題は町民全体の課題であることから、計画の推進にあたっては、町民と行政の協力体制が不可欠です。町民と行政が一体となって男女共同参画社会の実現に取り組むために、さまざまな機会を通じて町民の意見や要望を把握し、施策の展開に活用していきます。

国、県との連携

この計画には、国や県の協力を必要とするものも多く含まれています。そこで、プランの推進にあたり、国や県に必要事項を要望していきます。